鳥取県青少年社会教育施設運営委員会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県青少年社会教育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第２条　運営委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第２「鳥取県青少年社会教育施設運営委員会」の項に定める事項について調査審議するものとする。

（組織等）

第３条　運営委員会は、次のとおり設置する部会によって構成するものとし、その所掌事務及び委員定数は、それぞれに定めるところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所掌事務 | 委員定数 |
| 鳥取県立船上山少年自然の家部会 | 鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営に関する事項 | ８人以内 |
| 鳥取県立大山青年の家部会 | 鳥取県立大山青年の家の施設運営に関する事項 | ８人以内 |

２　部会の所掌事務に関する事項は、各部会の議決をもって鳥取県青少年社会教育施設運営委員会の議決とする。

３　その他部会の運営に関して必要な事項は、各部会において定めるものとする。

（委員）

第４条　委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県教育委員会が任命する。

２　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（庶務）

第５条　鳥取県青少年社会教育施設運営委員会の庶務は、鳥取県教育委員会社会教育課において行う。ただし、鳥取県立船上山少年自然の家部会に関する庶務は鳥取県立船上山少年自然の家において、鳥取県立大山青年の家部会に関する庶務は鳥取県立大山青年において行うものとする。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、鳥取県青少年社会教育施設運営委員会の運営に必要な事項は、各部会の合意により定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１０日から施行する。